

日本病院薬剤師会 学術小委員会運営細則

(目的)

第1条 本細則は一般社団法人日本病院薬剤師会（以下、日病薬という）の学術小委員会（以下、小委員会という）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(小委員会の責務)

第2条 小委員会は薬剤業務の科学的基盤の構築を通じて、病院・診療所に勤務する薬剤師の倫理的及び学術的水準を高め、国民の厚生福祉の増進に寄与することを目的に必要な調査研究活動を行い、その活動成果を日病薬会員及び広く一般に公表しなければならない。

(小委員会の編成)

第3条 小委員会の編成は、学術委員会及び理事会の決議を経て会長が編成する。ただし、同一の小委員会の活動年限は3年を上限とする。

(小委員会の構成)

第4条 小委員会の委員は日病薬正会員とする。ただし、必要に応じて、特別会員及び会員以外から特別委員を委嘱することができる。

2 小委員会は委員長、委員、特別委員を含め7名以内とする。

3 2項で定める人数を超えて構成する場合は、書面により会長の承認を得なければならない。

第5条 開催手続、開催場所、開催時間、休日等の開催、議事録等は、日病薬部会・委員会規程による。旅費は、日病薬旅費規程による。

(活動)

第6条 小委員会の活動は年度単位とし、年度毎に一定の成果が得られるように活動しなければならない。

(利益相反)

第7条 小委員会の委員は調査研究内容に関して利益相反にならないよう注意しなければならない。

(調査活動)

第8条 施設訪問、アンケート等の調査活動は、開始前に調査の概要及び調査にかかる様式、対象施設等を明記し、書面にて学術委員長及び会長の承認を得て実施しなければならない。

(活動報告)

第9条 小委員会は年度毎に活動報告を作成し、日病薬会員及び一般に公表しなければならない。

(成果)

第10条 委員会の成果の公表は年度毎に次の方法で行う。

(1) 病院薬局協議会／学術フォーラムでの発表

(2) 日本病院薬剤師会雑誌での発表

(3) その他、会長及び学術委員長の指示に基づき、日病薬ホームページへの情報提供、日病薬が主催する会議（シンポジウム等）での発表及び討論

2 小委員会は、活動成果を学術論文のほか、書籍、新聞、インターネット、公共電波等の媒体を通じて公表し、会員その他に周知するよう努めなければならない。

なお、学術論文として公表する場合は、投稿前の原稿を学術委員会に提出し承認を得なければならない。また、書籍で公表する場合は、日病薬出版規程による。

その他の媒体を通じて公表する場合も、事前に文書で学術委員長承認を得なければならない（ただし、学術論文や書籍等に公表した内容を引用した発表を行う場合を除く）。

- 3 前2項による成果の公表を行う場合は、日本病院薬剤師会学術小委員会活動として行ったことを明示しなければならない。

第11条 小委員会は年度毎に活動申請書（所定の様式に限る）を提出し、学術委員会及び理事会の承認を得なければならない。

（活動費用）

第12条 小委員会の年間の活動費用は次のものとする

（1）委員会の開催1回にかかる経費（旅費・交通費等）

（2）病院薬局協議会／学術フォーラムにおける発表者1名の旅費・交通費

（3）施設訪問、アンケート調査活動の費用（10万円を上限とし、10万円を超える場合は、調査活動の内容を含め理事会の承認を得なければならない）

（4）活動成果の論文発表にかかる経費

1）日病薬誌に投稿する場合の投稿料、掲載料、特別掲載料、別刷料

2）日病薬誌以外の学術雑誌へ投稿し、掲載された場合の掲載料（上限3万円）

- 2 年間の活動費用は活動申請時に費用及び活動の詳細を示して、理事会の承認を得なければならない。

- 3 2項で承認を得た内容に変更が生じた場合は、学術委員長及び会長の承認を得なければならない。

第13条 この細則の改廃は理事会で行う。

附則 本細則は、平成24年12月15日より実施する。

本細則の制定により、学術小委員会の申し合わせ（平成21年12月14日）は廃止する。

制 定 平成24年12月15日